

インフォメーション・エコノミー：情報化する経済 社会の全体像

篠崎，彰彦
九州大学大学院経済学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/4488770>

出版情報：pp.1-279, 2014-03. NTT出版
バージョン：
権利関係：



なぜ制度改革が求められるのか
——技術革新を受け入れる仕組み

1 情報化が照らし出す市場のもう1つの顔

1 情報処理機構だけではない市場の性質

たびたび言及しているように、ITは導入さえすれば自動的に経済成長を実現する夢のような万能技術ではない。生産性論争を通じて判明したことは、情報技術の進歩と普及が効果を生むには様々な「仕組みの見直し」が不可欠ということであった。この見直しは企業などの組織ばかりでなく、その舞台装置である「市場」にも及ぶ。

前章までは「仕組みの見直し」を企業内の技術的分業（企業組織）と市場を通じた企業間の社会的分業（産業組織）の二層構造でとらえてきた。市場という舞台を眺めながらも、企業という演者に焦点を当て、その衣装と動きが新しいスポットライトの導入でどう変わるかを観察したといえる。1993年にノーベル経済学賞を受賞したダグラス・ノースに倣うと、ルールについての関心を背後において、プレーヤーの動きを注目していたことになる（North [1990]）。

これまでみてきたように、情報技術革新によって様々な領域の「情報費用」が低下すれば、企業の内部では、分業と比較優位の構造に「不均衡」が生じ、職務を統合するのにか分担するのか、業務領域の再検討という組織構造の「仕組みの見直し」が促される。同様に、企業の境界では、市場の

取引費用と組織化の費用の相対関係に不均衡が生まれ、インソースかアウトソースかが問われるような部門再編と企業間関係の見直しが突きつけられる。

実は、情報技術革新による情報費用の低下は、これらとは別に、舞台装置としての市場そのものに「別の不均衡」をもたらす。市場メカニズムを利用するための取引費用は、技術革新がダイレクトに影響する情報費用とは異なるタイプの費用からも成り立っているからである。検索、調査、交渉、契約、監視、紛争解決、情報開示などの取引費用について考える際、これまでは暗黙のうちに取引費用を「情報」という概念でとらえていたが、詳細にみると別の側面が浮かび上がる。例えば、検索や調査、交渉、監視といった行為は、確かに情報と密接に関係するが、契約や紛争解決、情報開示という場面では「制度」が問題になる。この点は、取引費用経済学の元祖といえるロナルド・コースが「情報処理機構としての市場」だけでなく「制度としての市場」を強調していることから頷ける。

2 市場は自由放任で無秩序なものではない

競争的な市場といえど「自由放任」と思われがちである。確かに、市場では身分や門地にかかわらず、様々なヒト、モノ、サービスが「自由」に行き交い、多くの思いがけない出会いに溢れている。虚実の混交による意外性と驚きが、ときには不安定な動きにつながることもあるが、多様性と

革新性がもたらす市場の活気は何よりも魅力的である。だが、忘れてならないのは、市場とは実はきわめて秩序だった制度的存在でもあるということである。古くから、市いちを成り立たせるには、開かれる日にちや時間などの決まり事、あるいは、権力者のお墨付きを得て安全確保を図ったり争いごとを解決したりするための仕組みを整備することが必須であつた。公正な取引は、ある一定の決まり事（＝ルール）に則つて初めて可能になる。ルールをうまく整備して厳格に運用しないと、無秩序な混乱に陥つてしまうのは、サッカーなどのスポーツ競技と同様である。

初期の論文で取引費用につながる概念を提唱したコースは、後の論文で「法と経済」という新たな研究領域を切り拓いた。彼は、国王の許可のもとで安全の確保や争いごとを裁く裁判所さえも管理した中世イングランドの市いちや、高度に管理された現代の株式市場、商品取引所などを引き合いに「市場とは、交換を促進するために存在する制度である」と述べている。

また、新しい制度経済学（New Institutional Economics）を提唱するノースは、コースの2つの論文について、その最も重要なメッセージは、「取引に費用がかかるとき制度が問題になるということである」と指摘した上で、取引費用は「交換されるものの有用な属性を測定する費用」と「権利を保護し契約を監視・執行する費用」からなり、これらの費用は「社会的、政治的、および経済的な制度の源泉である」と論じている。つまり「情報に費用がかかるということが取引費用の鍵」であり「正の取引費用のもとでは、制度が問題になる」のである（North [1990]）。

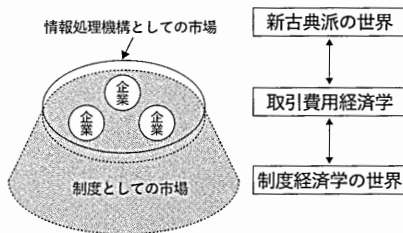
3 株式市場は制度で守られた舞台装置

市場経済の象徴といえる証券取引所はその典型だろう。株式市場では様々な企業情報が株価に集約されて日々活発な取引が行われている。もちろん、市場参加者の取引に関する意思決定は自己責任に基づいて自由に行われる。しかし、取引への参加や売買の進め方については仔細な取り決めがあり、ルールを破った場合の厳しい罰則規定も設けられている。

何といっても市場取引で重要な役割を果たす「情報」に偽りがあつてはいけない。歪んだ情報によつて不当な利益を得たり損失を被つたりしては、市場の機能が麻痺してしまう。株式市場では、デマや誤った情報が流布しないよう情報の取り扱いに細心の注意が払われ、企業情報の開示方法などが具体的に規定されている他、誤報や不正な情報の流布で市場が混乱に陥らないよう「風説の流布」が法律で禁止されている。

株価を形成する上で重要になるのが企業情報に関する会計制度である。株式市場に上場している企業は、不特定多数の人々から少しづつお金を集め、結果的に巨額の資金を調達できるため、正確な会社情報を開示することが義務付けられている。ネット時代になると、その範囲は一段と広がり影響も大きくなる。各期の決算発表が一斉に行われ、マスコミ各社がこぞ取り上げるのは、足元の業績や今後の見通しについて、ルールに基づき詳しい情報がタイムリーに開示されるからに他ならない。

図表7-1 情報と制度と市場の二重性



企業の財務・会計情報は、資金の動きが数字で示されるため、活動の様子を知る上で客観性が高い。いわば企業の成績表や診断書（カルテ）といえるような性格のもので、これが信頼に値しないと市場での取引が混乱してしまう。また、広く投資家に開示されないような情報をこっそり入手し、一足先に売買して利益を得るようなインサイダー取引がまかり通れば、他の参加者は市場を信用しなくなるだろう。残念なことに、有名企業の粉飾決算事件や監督官庁幹部の不正取引事件など、現実の市場では時として問題が起きてしまうが、こうした不正事件が頻繁に起きるようであれば、誰もが疑心暗鬼になって資金が動かなくなり、経済活動は収縮してしまう。これは、第1章のレモン・マーケットで解説した「逆選択」による市場の消滅の典型である。

4 取引費用は市場の二重性を照らし出す

株式市場など特定の市場だけでなく、経済全体の市場機能を考えても同様である。契約を交わす際には、民法や商法などの法律とそ

の運用ルールに則って手続きが進められる。契約どおりにいかない場合、当事者同士の話し合いで解決できれば問題ないが、双方の言い分に隔たりがあったり、相手が身勝手な主張をしたりすれば、紛争解決のために裁判などの司法制度が必要となる。

価格というシグナルを媒介に最適な資源配分を実現する市場は、新古典派経済学の視点からは情報処理機構としての役割を果たしているが、同時に、制度経済学の視点で見ると、そのメカニズムを円滑に機能させるべく、様々な制度によって構築された舞台装置でもある(図表7-1)。情報の問題を取り扱う取引費用経済学は、両者をつなぐ理論的な橋渡しの役割を果たしている。

2 情報化はなぜ制度改革を迫るのか

1 商法改正の原動力となった1990年代の情報化

パソコンとインターネットが急速に普及した1990年代後半から2000年代にかけて、日本では商法改正が相次いだ。商法学者の岩原(2000)によると、明治期、昭和恐慌期、敗戦直後に続いて「近代日本における4度目の大きな立法の時期」とされるが、注目されるのは、この大改革について多くの法律家が「情報化」を重要な要因の1つにあげていることである。例えば、土岐・

辺見(2001)は次のように述べている。

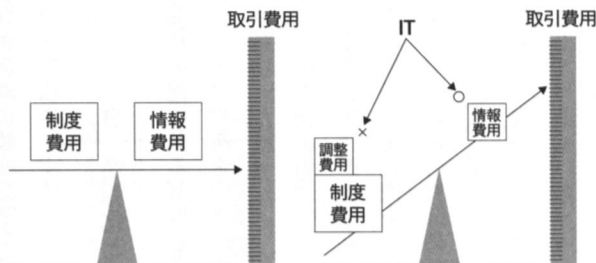
近年、とりわけ激しさを増した企業間の国際的な競争、そしてインターネットを始めとするコンピュータ、情報通信技術の発展に伴う経営判断の迅速化の流れのなか、経済界からは企業組織の再編成をより簡易に行い得る制度の整備が求められていた。

商法は、企業行動の基本となるルールだが、その大変革がなぜ2000年前後にわき起こったのだろうか。「情報費用」だけでなく「制度費用」の面からも市場を定義する取引費用の枠組みがその手掛りとなる。2つの費用のバランスを通して、情報革命が制度問題に及ぶ理論的な基盤を与えてくれるからである。

2 情報化が「市場」に及ぼす影響の「非対称性」

市場メカニズムを利用するための費用、すなわち取引費用には、検索、調査、監視などのように、「情報」の性格が強いものと、交渉、契約、紛争解決、情報開示など法律や会計といった「制度」に強くかわるものがあるのは既に見たとおりである。もちろん、具体的な場面では、どちらか一方に二分してしまえる性格ではない。例えば、情報費用としての性格が強い検索や調査につ

図表7-2 市場を形成する情報と制度のバランス：ITの影響の非対称性



出所：篠崎(2001)図4-4をもとに作成。

いても、共通の会計制度による収益情報の提供や事業の許認可による制度の整備で一定の質が保証されれば、そのシグナリング効果が取引費用を引き下げると考えられる。他方で、紛争解決という法律的な問題は司法など制度費用の典型であると同時に、過去の判例や法規則の開示という意味では、情報費用の性格も有している。

重要な点は「情報処理機構」であると同時に「制度的な存在」でもある「市場の二重性」が、情報化の影響という点では非対称性をもつことにある。確かに、情報技術の進歩と普及によって、情報費用は飛躍的に下がり市場が機能する領域は拡大するが、制度費用については、必ずしも自動的に低減するわけではない。むしろ、薬のネット販売やデジタル・コンテンツへの課税をめぐる動きからもわかるように、技術革新で広がったフロンティアの領域では、既存の制度が新しい活動の障害になったり、制度の空白が生じたりして、制度変更や新制度の設計という追加的な調整が生まれやすい。それがネットワークとなって市場の機能に混乱が生じれば、情報費用と制度費用のバランス

スが崩れ、取引費用は高くなってしまふ。つまり、情報化で情報費用と制度費用に不均衡が生まれ、経済システムに制度改革を求める力学が働くのである(図表7-2)。

3 情報化と企業再編と法改正の密接な関係

情報化で迫られる制度改革の1つに企業再編があげられる。第5章で考察したように、ITの導入は企業の境界線を引き直すような組織の再編を促す。すなわち、財・サービスなど企業が生み出す「生産物」だけでなく、企業やその事業部門といった「組織」までもが商品化し、取引の対象となる「市場化の力学」が生まれているのである。グーグルは、人材や技術の獲得などを目的に2011年は79社の企業買収(M&A)を行ったとされる。その一方で、エレクトロニクス関連の企業を中心に、事業部門を分割(スピノフ)し売却するケースも多くみられる。M&Aや事業分割は経済学でいう生産のための仕組みⅡ「生産関数」、あるいは、法律用語でいう「営業」を商品として取引することに他ならず、今日では、あらゆる業界で一般的にみられる企業戦略の1つである。

ところが、1990年代の日本では、企業の合併や分割は特殊な事態と考えられ、通常の企業戦略としてうまく活用できるような法制度は整備されていなかった。会社法制の中枢をなす商法は「商取引の基本原則、資本主義社会における重要な取引主体である会社の組織等を定める商事基本法」であるが、企業組織の再編成に関しては充分機能していなかったのである。こうした中で

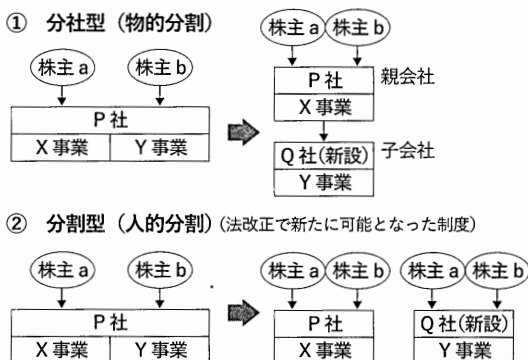
2000年前後に相次いだ商法改正は、「会社組織変動について多様な法的手段を用意する」ということが一つの特色」となった(永井「2000」)。

1997年には、戦後一貫して禁止されてきた「純粹持株会社」の設立が独占禁止法の改正で原則禁止から原則許容へと解禁された。これに合わせて、企業の合併で株主や債権者の利益が損なわれないよう、情報開示を充実させるとともに、手続きを簡素化するための商法改正が、また1999年には、株式交換・移転制度の導入を柱とする商法改正が行われた。さらに、2000年には企業再編にとって合併と表裏の関係にある会社分割制度の「創設」を柱とする商法改正が行われた。情報化で制度の制約と空白が照らし出され、相次ぐ法改正を促したとみることができる。

4 企業再編に不向きだった日本の法制度

一連の企業再編法制の整備について、政府は「企業が(中略)柔軟に組織の再編成ができるようになるため、(中略)会社の組織の基本法である商法等の見直し」を行ったと表明している(原田「2000b」)。裏を返すと、それまでは組織の再編成を柔軟に行うための法制度が整備されていなかったのである。実際、2000年改正前の商法には、そもそも会社の分割を直接の目的とする規定が設けられておらず、あったとしても、手続きがかなり煩瑣で実用的でなかった。具体的にみると、会社分割は分社型(物的分割)と分割型(人的分割)の2つの形態があるが(図表7-3)、法改正以

図表7-3 会社分割の2形態（新設分割の場合）



出所：篠崎（2003）図11-1をもとに作成。

前に「労力や手数などを厭わなければ可能」だったのは、分社型の形態だけで、分割型は、「立法によらなければ実現できない形態」であった。

情報化は企業の内側と外側で組織の根本的な見直しを突きつけるが、合併については複雑な手続きを要する「既存の制度」が制約条件となり、また、親子関係のない完全な企業分割については、そもそも法律制度が用意されていないという「制度の空白」が生まれていたのである。これでは企業は身動きがとれない。個々の企業が技術革新のメリットを享受しようにも、理屈の上ではともかく、現実問題としては実行の術がなく新領域に挑む道は塞がれていた。道を切り拓くには制度を改めるしかないが、こうした課題は、個々の企業の経営努力や判断によって克服できる範囲を超えている。

結局、会社分割を直接の目的とする制度は、2000年の法改正によって初めて創設されたわけだが、一連の動きは、ネットワークの経済性が活かされる情報の時

代に日本経済が全体として抱えていた市場の制約問題を浮き彫りにした。生産性論争で常に懐疑的な立場をとり続けたゴードンは、情報化投資による米国経済の生産性加速を認めた論文の中で、成果を引き出すには変化に対応できる柔軟な制度的要因が重要であり、米国の場合は、知的財産制度や教育制度など様々な仕組みが成功へ導くカギになったとの見方を示している(Gordon [2000])。情報技術は今も次々と新領域を生み出し続ける現在進行形のイノベーションであるため、技術革新に伴う制度改革は一回限りのものではなく永続的なものであることを改めて肝に銘じなければならない。

3 スピード感が違う技術変化と制度変化

1 「紙からデジタル」にも法制度の壁

朝の通勤電車では「スマホ」を使ってニュースを読むビジネスパーソンが多くなった。ほんの数年前まで、2つ折りにした「紙」の新聞を読むのが当たり前だったことを思い出すにつけ、この変化は劇的である。スマホやタブレット端末の登場で、私たちの日常生活は新聞や書籍など紙媒体の情報伝達からデジタル情報の伝達へと急速にシフトしており、ビジネスの現場では「紙」から「デジタル」への変化が続いている。

企業の経済活動は、情報のやり取りの「束」といえるが、その中核を担う会社の仕組みは、ITが登場するはるか以前に「紙」をベースにでき上がっていた。例えば、会社の目的などを定めた定款や業績記録の損益計算書などについて、かつての法制度では、記録媒体として印刷物が前提となっており、ITを駆使した運用は全く想定されていなかった。そのため、1990年代までは、定款や決算書を電子的に作成し、デジタル情報としてネットで開示したり、株主総会での議決権行使をネット経由で行ったりすることが正式には認められていなかった。もちろん、今では、これらの行為は上場企業では当たり前である。急速な情報化の進展を受けて様々な企業関連の法制度見直しが進められ、株主総会の通知や議決権行使の電子化についても、異例の速さで改正作業が進められた。

2 情報革命と制度変化はグローバルな現象

企業活動を取り巻く法制度の大幅な改正は、日本以外にも、先進国、途上国を問わず世界各国で共通にみられる現象である。神田(2000)は、諸外国における1990年代の会社法改正の背景として、第1に、会社法制が重要な制度的インフラとして国の経済政策においてその在り方が問われるようになったこと、第2に、情報通信技術の発達により企業をめぐる競争環境が変化したことをあげている。

つまり、技術革新に伴って制度問題が生じることは各国に共通で、日本だけが問題を抱えているわけではないのである。「情報革命」と「制度変化」は表裏一体のもので、これがグローバルな現象だとすれば、重要なのは、制度の制約や空白そのものではなく、その背後にある制度の「形成能力」だといえる。技術体系が一定で、経済の仕組みがあまり変わらないような社会であれば、不磨の大典とでもいうような確固たる制度を構築し、粛々と運用していけばうまく回っていくだろう。

だが、現在のように技術変化で次々と新領域が生まれる社会環境では、堅牢な制度よりも、新しい問題に対処して「柔軟に」制度を形成していく能力の方が重要になってくる。そこでカギとなるのが人的資源である。法律や会計などの制度は「人」が知恵を絞って創り出すもので、専門知識を持った人材の層の厚さが制度の「形成能力」を左右すると考えられるからである。これは、ハードな物的インフラに対してソフトな無形のインフラといえる。

3 露顕したソフトなインフラの脆弱性

高度な専門性が要求される立法実務には、最高裁や検察庁から法務省に派遣された裁判官や検事が携わっている。この点で、2000年前後に相次いだ会社法改正についてみると、立法作業の中心的役割を担う法務省民事局の商法担当者は、2000年の時点でわずか5人に過ぎなかったという。中村(2000)によれば、そのような少人数で、政府法案はもとより、議員立法の要綱案や条

文作成に奔走しており、内閣法制局も同様に商法担当人員の問題を抱えていた。新しいことが次々とわき起こるイノベーションの時代にあつて、こうした人的基盤の層の薄さは、新しい制度の形成という点でソフトなインフラが脆弱であることを物語っている。

実際、2000年前後に会社法制の見直し³が急速に進められていく過程でそれが露顕した。岩原(2000)によると、当時の法改正は、従来とは違った異例の手法で立法措置⁴がとられている。それまでの商法改正では、政府が法典調査会に諮り、その後、法務省が法制審議会に諮ってから内閣提出法案として国会審議が始まるという手順が一般的であつた。

これに対して、2000年前後の改正では、「経済界や政党側から催促された形で、従来では考えられないテンポで立法が行われ」た。確かに、この間の法改正については、商法などの会社法制を掌握していた法務省や法制審議会の頭越しに、経済界の要望を背景にした通商産業省(現在の経済産業省)が主導権を握つたと報道されている。

4 速さが異なる技術変化と制度変化

その背景には、「学者を集め、四半世紀をかけて、法律を整備していくというメカニズムは、変化の加速する時代のものではない」という制度の「形成能力」に対する強い苛立ちがあつた(中村[2000])。半導体の集積密度が1・5年で2倍になるというムーアの法則を持ち出すまでもなく、

情報技術革新のスピードは速い。その急流が旧態然として動かない制度の岩盤を突き動かしたといえる。情報革命が照らし出した制度問題は、法律など目にみえる形に「仕上がったルール」ばかりでなく、その背後にあつて、従来は安定していた法制度の「設計や構築に関するルール」でもあつたのである。

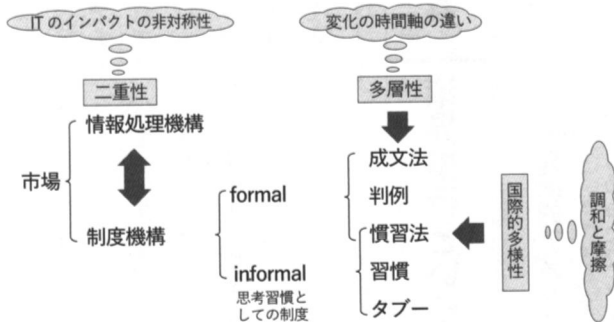
それでは、制度変化を加速させるため、情報化で先行する米国の法制度をそのまま移植すればうまくいくのだろうか。実はそうとも限らない。なぜなら、ノースが指摘するように、制度には法律などフォーマルなものと、業界慣行や関係者の行動規範など長年にわたつて積み上げられてきたインフォーマルなものがあり、それらが「多層構造」をなして一体的な仕組みとして機能しているからである。

4 業界慣行というインフォーマルな制度の力

1 表面的アメリカ化の落とし穴

2000年前後にあわただしく進められた制度改革は、情報化投資とともに経済再生を実現した米国を1つのモデルとして、その「明示的な」法制度を日本にも移植しようとした傾向が強かった。

図表7-4 市場の二重性と制度の多層性・多元性



この点は、明治以来法制度の面で日本が模範としてきたドイツなどヨーロッパ諸国の動きとも共通していた。当時の国際社会では、米国は最新の情報技術で輝く「繁栄のオアシス (oasis of prosperity)」とみられており、1999年5月に開催されたOECD閣僚理事会では、欧州や日本は米国の情報技術革命を見習うべきという趣旨の発言が、米国からではなく、ドイツやフランス側から発せられたという。岩原(2000)は、「このような変化は、単に制度のアメリカ化というに止まらず、経済・社会の在り方が19世紀ないし20世紀ドイツ的ないしはヨーロッパ大陸的な、官僚が主導する、組織を中心とするかちつとした仕組みから、アメリカにおけるような、市場および司法制度を中心とするフレキシブルな仕組みに変化する一過程といえるかもしれない」と述べている。その上で、旧来の法制度に固執しそれを徒に墨守するような姿勢を戒めつつも、「外国の法制の背後にあるインフラとしての司法制度や経済・社会の在り方の違いに配慮せず、外形的に外国の法制を模倣する

ようなことは、避けるべきである」と安直な制度輸入に警鐘を鳴らしている。

これは重要な警鐘といえる。なぜなら、法律などのフォーマルなルールを体系性と整合性を保つて全面的に移植したとしても、米国流の制度が直ちに日本でうまく機能するとは限らないからである。現実の制度は「仕上がった法律」のように人為的操作が比較的容易で移植可能なフォーマルなルールばかりでなく、業界慣行や関係者の行動規範など過去の経緯で累積的に形成されてきた暗黙のルールからも成り立っており(North [1990])、制度全体の実質的な運用には、ヴェブレンの言う「思考習慣としての制度」というべき後者が強い影響力をもっている(図表7-4)。

2 技術的にも法律的にも可能な放送と通信の融合

こうした制度の多層性を象徴するのが、放送と通信の境界や著作権をめぐる制度問題であろう。放送業界ではラジオからテレビへ主役が交代した約半世紀前の枠組みが、また、通信業界では電話時代の約四半世紀前に行われた自由化・民営化の枠組みが、今や間尺に合わなくなっている。しかも、長年かけて築かれてきた堅牢な業界慣行にその傾向が強い。2005年12月に設置された「通信と放送のあり方に関する懇談会」を契機に、こうした点が正面から議論されるようになった。とりわけ、大型不況に突入した2008年は、NHKのネット事業がスタートしたことも相俟って、単なる法律論だけではなく、現実の動きとしても加速する年になった。

従来、リッチ・コンテンツの流通媒体として中核に位置していた地上波のテレビ放送事業については、(1)ハード・ソフト一体、(2)放送と通信の峻別、(3)電波の価値維持(＝番組コンテンツの1次利用中心)が図られてきた。しかし、いくつかの細かな論点はあるにせよ、大枠としては1989年の放送法と電波法の改正により、既に25年前から衛星を使った電波の領域では「通信」衛星を利用した受委託「放送」が可能になっている。また、有線の領域でも1990年代後半からCATV事業者が電話やインターネットのサービスを一体的に提供し始めた他、2001年には光ファイバーなどの通信ネットワークを利用した放送に道を開く電気通信役務利用放送法が制定(2002年施行)されている。

その意味では、ハード・ソフト分離や放送と通信の連携の仕組みは、「衛星」や「有線」を舞台に「フォーマルな制度」の骨格は既に整えられている。この動きがいよいよ「地上波」の放送分野にも及んでみるとみるべきだろう。あとは「思考習慣としての制度」をどう変えていくかがカギを握ることになる。

3 著作権法の壁を乗り越える現実解は何か

映像などのコンテンツ流通では、著作権をめぐる制度変化も重要である。放送法と著作権法とで定義に差があることなどから、多くの権利者が介在する放送番組の権利処理の複雑さや困難さが、

ネット配信の拡大にとって大きな障壁であると指摘されてきた。確かに、過去に収録された放送番組などでは、そのような問題が大きいことは事実だが、著作権問題が番組コンテンツの1次利用による電波価値の維持を図るための言い訳にされてきた面があったようにもみえる。

従来著作権法のもとでも、「契約」をベースに様々な対応が可能であり、フォーマルなルールに過度に依存した法定主義というよりも、関係者の意識や慣行の変化による現実解を目指す「仕組み」が実効性に勝る面かもしれない。実際、大型不況で放送収入の減少が顕著となった2008年からは、放送外収入の基盤拡大が迫られる放送局のみならず、番組制作費の削減のあおりを受ける出演者などにも、ネット配信に積極的な姿勢がみえ始め、番組制作時にネット配信も含めて関係者の許諾が得られる事例が増えた。

また、音楽の集中管理団体として日本最大のJASRACは、動画投稿サイトのニコニコ動画(2008年4月)やYouTube(2008年10月)などを運営する事業者との間で包括利用許諾契約を締結し、ネット上で適法に音楽を配信できる環境を整えると同時に、オリジナル・コンテンツを利用して新たなコンテンツが創作された場合の広告収入の還元方法など、ネットの台頭に対応した新たな仕組み作りを始めた。一連の動きは、技術革新が著作権法改正に象徴されるフォーマルな制度のみならず、インフォーマルな面からも制度変化を促し、相互に影響し合いながら、新領域にふさわしい仕組み作りが2000年代後半に加速したことを示している。

4 新たな業界慣行作りの契機となったNHKオンデマンド

2008年4月の放送法改正を受けて、2008年12月からはNHK（日本放送協会）によるネット配信事業（NHKオンデマンド）がスタートし、あわせて、海外向け放送の拡充にも取り組まれるようになった。当時NHKは新サービスの開始とその充実に向けて、関係者らと精力的に交渉を進め、それまで制約となっていたルールの見直しや、未整備のままとなっていた諸問題の「現実解」を探り出す努力を続け、これが新たな「仕組み」を作り出す要因にもなった。

例えば、過去の放送番組で問題となる、権利者不明の場合の対処について、NHKオンデマンドでは、著作権法の改正を先取りする現実解の仕組みを編み出した。権利者不明の問題が生じたとき、音楽のように作家や作曲家など「著作権者」の場合は、文化庁長官による裁定制度に基づいて補償金を供託すれば、従来の法律でも利用可能であったが、「著作隣接権者」である俳優などの実演家にはこの制度が適応されないため、放送番組には利用できなかった。だが、NHKはそのための法改正に先立って、実演家著作隣接権センター（CPRA）などの権利者団体に著作権相当額を仮払いし、不明だった権利者が申し出た際にはこれを著作権料として支払う仕組みを整えた。

当時の放送業界には、初回の放送から3年経過した番組でなければネット配信などへのマルチ・ユースを行わないという「3年蔵出しルール」の慣行があったため、NHKの場合も、初放送から3年間は、テレビ再放送を優先し、他の媒体への展開は原則として控える姿勢があった。これなど

は、フォーマルではなくインフォーマルなルールの典型なのだが、NHKオンデマンドで「見逃し番組」というサービスが開始されたことによって、この慣行を見直す第一歩が踏み出された。

5 大切なのは「思考習慣としての制度」を変える努力

一連の動きで注目すべき点は、法律などのフォーマルな制度の見直しだけでなく、権利者への支払いルールの確立など、関係者が合意できる枠組みを「契約」をベースに具体的に進めながら制度の制約や空白を埋めていくことの重要さであろう。こうした努力を絶えず継続していく「仕組み作り」こそが柔軟な制度変化とその形成力でカギを握る。ソフトなインフラ力の大切さは、インフォーマルな制度についてもいえるのである。

これまでの技術体系の下で積み上げられてきた数々のルール、——法律、政省令、認可事項、審議会答申、それらの解釈、運用、申し合わせ、業界慣行など——が複雑に絡まって、いわば、関係者間に「思考習慣としての制度」が形成されているため、今や技術的には可能でも制度上はグレーゾーンとなっている部分が多く残されている。技術革新が次々と新しい可能性を生み出している中であって、既存の仕組みに縛られた関係者相互の自己規制が発展の機会を逃すとすればもつたない。

大型不況で経済活動の水位が下がると深く潜んでいた構造問題がみえやすくなる。リーマン

ショック後の広告収入激減に後押しされて、2000年代後半に様々な創意工夫の第一歩が踏み出されたことは間違いない。「圧倒的な不況」が「産業構造の古臭い要素の排除」と「再発的若返り」を始動させているとすれば、これこそがシウムペーター流のイノベーションといえるだろう。

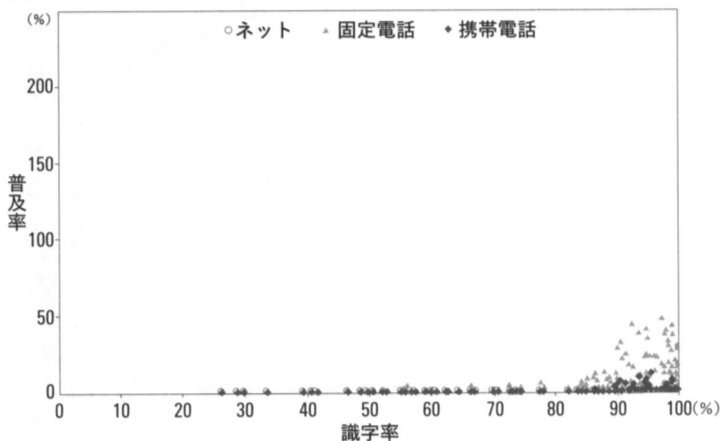
5 グローバルな情報革命と世界の多様性

1 情報化のグローバルな伝播は人類史上例のないスピード

情報技術革新を狭い意味の純粹な技術問題と考えるならば、その進歩は普遍的で世界各国に共通の現象といえる。実際、情報技術のグローバルな普及は劇的である。産業革命以来、様々な新技術は、ある程度の教育水準がなければ普及しないと考えられてきたが、情報技術ではかつて人類が経験したことのないような大奔流が起きている。

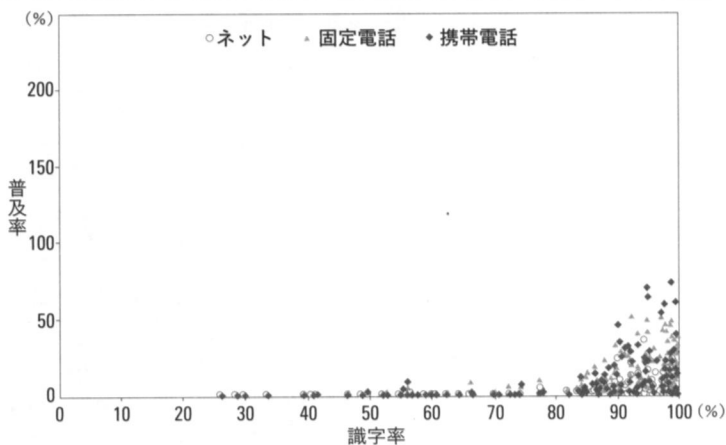
教育の深さを表す代理変数として識字率を使い、固定電話、携帯電話、ネットがどのように世界へ広がったかをみると、そのダイナミズムが浮かび上がる。インターネット元年と形容されることが多い1995年の様子をグローバルに俯瞰すると、当時はまだ固定電話の時代で、携帯電話やネットの普及は緒に就いたばかりであった。固定電話についても、普及しているのは、識字率

図表7-5 識字率と固定・携帯・ネット普及率の散布図(1995年)



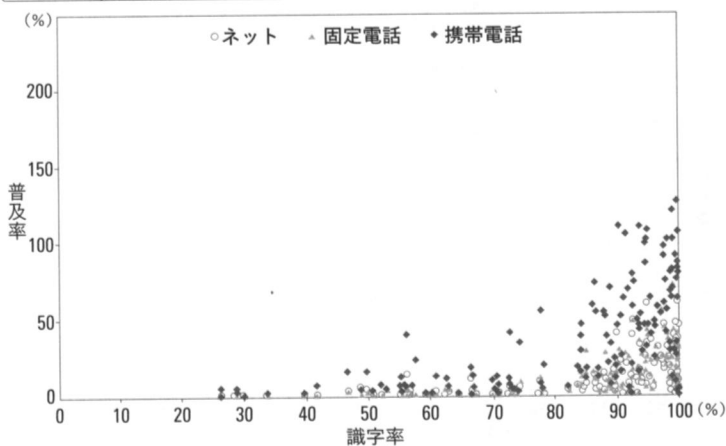
注：識字率は2000年以降把握可能な最近値
出所：篠崎・田原(2012)図表5より作成。

図表7-6 識字率と固定・携帯・ネット普及率の散布図(2000年)



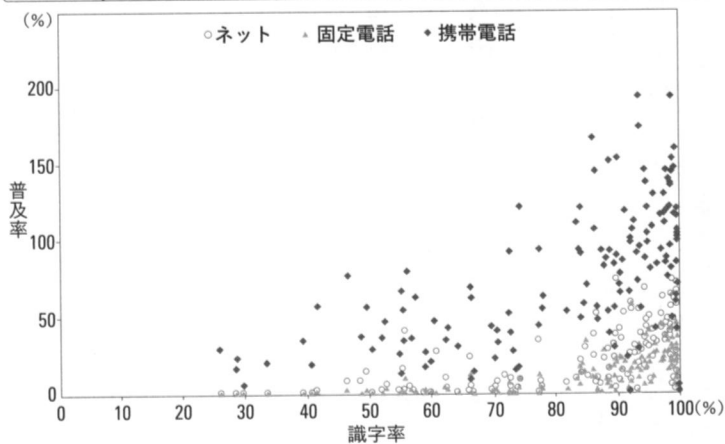
注：識字率は2000年以降把握可能な最近値
出所：篠崎・田原(2012)図表5より作成。

図表7-7 識字率と固定・携帯・ネット普及率の散布図(2005年)



注：識字率は2000年以降把握可能な最近値
出所：篠崎・田原(2012)図表5より作成。

図表7-8 識字率と固定・携帯・ネット普及率の散布図(2010年)



注：識字率は2000年以降把握可能な最近値
出所：篠崎・田原(2012)図表5より作成。

が90%を超えるような教育水準の高い豊かな国だけである。グラハム・ベルが電話の特許を出願（1876年）してから約120年経過した後の世界でさえこの状況であった。

ところが、その後15年で事態は大きく変化する。2000年には、識字率の高い先進国中心ではあるが、携帯電話やネットが固定電話並みに普及し始め、2005年以降は、識字率が50〜80%の国や地域にも、携帯電話やネットが固定電話を超えて一気に普及した。特に携帯電話については、今や識字率が50%未満の途上国も含めて世界の隅々にまで爆発的に行き渡っている。

2 技術の普遍性 vs. 制度の多層性と多様性

グローバルな大奔流がみられる情報革命で注目すべき点は、共通の技術が伝播しても世界が「フラット化」しにくい現実の姿であろう。情報革命が鮮明に照らし出しているのは、「技術の普遍性」に対する「制度の多層性、多様性」とそのことで生まれる新たな課題である。再びノースに準じると、「制度」は明文化された憲法、一般の成文法、コモン・ロー、判例といったフォーマルなものから、商慣行、行動規範、文化的タブーといったインフォーマルなものまでが一体となって機能しており、現実の社会は歴史や文化や伝統を基盤とした「広い意味の制度」に則って営まれている。こうした制度の多層性を踏まえて、現実の経済をグローバルに眺望すれば、歴史や伝統が単一でない様々な国民経済群が多層的に存在していることに気がつく。そして、歴史を振り返るとわかる

ように「フォーマルなルールは政治的ないし司法上の決定の結果として一夜のうちに変化し得るけれども、(中略)インフォーマルな制約は計画的な政策にそれほど影響されない」ことも多い。ノースは、中南米の国々が19世紀の独立に際して米国の憲法をそっくり取り入れたものの、その後はおよそ米国とは異なる社会を形成していった歴史的事実を引き合いに制度の多層性と制度変化の多様性を強調している(North [1999])。

情報化についても同じことがいえるだろう。携帯電話が途上国でこれほど普及している要因の1つは、プリペイド方式によるSIMカードの購入という課金と加入の容易さである。アフリカなどの途上国では、露店で野菜や雑貨を購入するのと同じ感覚で取引されているが、日本では犯罪を誘発しかねないとの懸念などからプリペイド方式は一般的ではない。同じ技術でも、国や地域が変わると社会での受け入れられ方が異なるという点で、グローバルに普及する技術の普遍性が社会の多様性を照らし出す一例といえるだろう。

3 グローバル化の調整費用をどう引き下げるか

フォーマルなルールは外部からの移植が可能であり、表面的には不連続な変化が観察される。だが「思考習慣としての制度」であるインフォーマルなルールは、文化や伝統を考えるとわかるように、ある世代から次の世代へ教育と模倣によって時間をかけて伝承されるため安定性、継続性、連

続性が強く急には変わらない。こうした「変化の時間軸」の違いによって、制度は累積されてきた歴史的文脈の影響を強く受けながら各国で多様に変化していく。

情報化は、グローバルな経済活動を促す大きな原動力であるが、その舞台装置としての市場は、決して平板な単一の場ではなく、多層的で多元的なため、国境を越えた取引では、「異なる制度」を舞台にした取引の調整費用が生まれる。この調整費用の低減には、2通りの方法が考えられる。第1の方法は、国際的に広がる組織運営で標準的なルールを全世界一律に適用するという「内部化」である。米国企業のIT導入と組織改革についてアンケート調査や事例調査を行った研究によると、あるカード会社は、世界46カ所に分散していた業務を3カ所の主要拠点に集約すると同時に、各地でまちまちだった業務フローを完全に標準化し、社員が米国のオフィスからインドのオフィスに異動しても、それまでと全く同様の仕事が直ちに開始できる体制を構築した(Balachandran & Thigarajan [1999])。

第2の方法は、そもそも内部化することを放棄し、モジュール化の手法でIT活用によるコミュニケーションを密に行い、外国での通常業務は現地企業の自律的な経営に委ねるという「提携型」の国際展開である。1990年代にパソコンなどハードウェアの生産で多くみられるようになった提携型の展開は、21世紀に入ってからオフショアリングとしてソフトウェア開発やバックオフィス業務にまで広がっている。「連携の経済性」が国境を越えて発揮されるビジネス・モデルの1つといえるだろう。

4 変化の時間軸が異なる技術変化と制度変化

いずれの方法であっても、多国間にまたがる様々な企業行動の相互浸透が促される以上、制度の国際的調和という課題が突きつけられる。ところが、既に述べたように、技術と違って制度は多層的で、歴史や伝統といった過去からの累積構造を備えているため、国際的調和の圧力が性急過ぎれば、様々な軋轢を生み出しかねない。制度としての市場はスケールが異なる複数の時間軸から成り立っており、すべてが一斉に転換できるわけではないのである。

情報革命によって、時間と空間と組織の制約を超えて意思決定が可能となり、分業の程度と市場取引の規模が拡大した。国境を越えた分業体制が組まれているパソコンやスマホの生産サイクルは、四半期単位から月単位になり、さらに週単位から今では日単位にまでスピードアップしている。また、アプリのダウンロードや金融取引のように、情報処理と同時に取引が完了する経済活動は、世界中どこにおいても瞬時に実行可能である。こうした点は、「情報処理機構としての市場」が一段と機能を高めていることの表れであろう。

しかし「制度としての市場」を考えると、比較的転換が容易なフォーマルなルールであっても、国家予算とリンクして政策立案や立法措置がとられるケースが多いため、年度単位の動きとならざるを得ない。習慣や伝統など教育と模倣によって世代を超えて受け継がれるインフォーマルなルー

ルの場合、変化はさらに長期を要する。技術変化が加速する中で重要性を増している知識の修得を考へても、新事象に対する受容力が高い若年層に即効性のある教育訓練を行う場合でさえ数カ月は必要である。基礎学力の段階から視野に入れて本物の実力を身に付けようと考へるならば、時間軸は数年単位になるだろう。現実の企業組織は、様々な世代からなる構成員の集合であり、教育を受けた時期と内容が異なる世代間では変化の時間軸が違ってくる。企業改革が容易ではない所以もそこにある。

5 グローバルな調和とは裏腹な緊張と軋轢

技術も制度も天然自然には存在しない「人工物」である。自然界に孤立して放り出されたら弱い存在に過ぎない人間が、地球上でこれほど豊かに繁栄してきたのは、脳と心の発達で技術と制度を作り出し、互いに協力し支え合う社会生活を築いてきたからに他ならない。ただし、変化という点では両者の時間軸が大きく異なり、制度変化は、単に技術変化とスピード感が異なるだけでなく、複数の軸が層を成し、グローバルにみると多様である。

このような技術と制度の複雑な関係からわかるように、社会の変化は各国それぞれに異なる様相で現れ、摩擦や軋轢は技術変化のテンポが急速であればあるほどより先鋭なものになりやすい。情報化を1つの原動力とするグローバル化が、各国で「広い意味の制度問題」につながり、さらには

それが国際的調和を促しつつも、ときに調和とは裏腹に、摩擦や軋轢を引き起こすのは、こうした構造が備わっているからである。情報の時代のグローバル化が、世界の単調なフラット化をもたらすわけではないことを再認識する必要があるだろう。